

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

工事名	東京国税局大蔵寮（15）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	世田谷区	
工事発注規模	2億円から3億円未満	
工事概要	<p>1. 建物</p> <p>1) 宿舎（寮）</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造地上4階建</p> <p>建築面積：約400㎡</p> <p>延べ面積：約1,400㎡</p> <p>用途：宿舎（寮）</p> <p>工事内容：耐震改修、防水改修、外壁改修、建具改修、 内装改修、塗装改修、電気設備改修、機械設備改修</p>	
担当事務所	甲武営繕事務所	
公告日／期限日／開札日	H28.1.7 / H28.1.25 / H28.2.25	
工期末	H29.1.31	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築C又はB
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成12年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>（ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修（構造スリットのみ改修は除く。）工事</p> <p>（イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記（ア）又は（イ）のいずれについても、軽微なもの（請負金額500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合に</p>

		<p>あつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事においての実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、本工事は余裕期間を設定しており、工事着手までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置は必要なく、工事開始日に配置すること。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>(ア)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修(構造スリットのみ改修は除く。)工事</p> <p>(イ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負金額500万円未満の工事)は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成した大臣官庁官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。(詳細は入札説明書による。)</p>

「東京国税局大蔵寮（15）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、東京国税局大蔵寮（世田谷区大蔵3-6-2）において、大規模地震時に当寮の使用者の安全を確保するため、必要な耐震性能を満たすための改修を行うとともに、これらの改修に伴う内装改修及び設備改修を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・既存RC壁を撤去し、RC耐震壁を新設する耐震改修
（1階：1箇所、2階：1箇所）
- ・既存CB壁を撤去し、RC耐震壁を新設する耐震改修
（1階：3箇所、2階：3箇所、3階：2箇所）
- ・外部に鉄骨ブレース付立体フレームを新設する耐震改修
（西面：6構面、東面：10構面）
- ・耐震改修に伴う内装改修及び設備改修

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・改修を行う寮室は空室の状態で行うことができます。
- ・工事を平日の日中に行うことができます。
- ・鉄骨ブレース付立体フレーム新設のため、西面及び東面の一部に枠組足場を設けることを想定しています。
- ・通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員の人員を計上しています。（現場説明書参照）
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、64/85図から65/85図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

専任を要する場合は、請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任を要しません。

また、これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は要しません。

- ・ 専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る。）と兼務することができます。

(5) 難工事指定について

本工事は、建物を使用しながら耐震改修その他の改修工事を行うため、使用者の安全性を確保し、かつ、効率的な施工を行う必要があります。

そのため、本工事を「難工事指定」し、一定の工事評定点を取得した場合は、今後の入札手続における総合評価の加点対象といたします。

(6) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

契約締結の翌日から平成28年3月31日までは、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、その期間は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。